



道路への倒木、枝の張り出しに注意



道路や歩道への倒木、枝の張り出しにより、通行の障害になっている箇所が多数見受けられます。これらに起因して、車両や歩行者に事故が発生した場合には、**当該樹木の所有者**の責任を問われる場合があります。

※(民法第717条 土地の工作物の占有者及び所有者の責任)

(道路法第43条 道路に関する禁止事項)

下記のような状態が見られる土地の所有者の皆様には、該当樹木の**伐採又は枝払い**をお願いいたします。

なお、今後とも普段の管理はもとより、強風や大雨の後には、特に注意されるようご協力願います。

・道路・歩道へ樹木が張り出している

・枯れ木、折れ枝等による通行障害がある(又はその恐れがある)

・竹林の繁茂による通行障害がある(又はその恐れがある)

作業時の注意事項



1. **電線や電話線**がある箇所の作業は、危険を伴う場合がありますので、事前に最寄りの**東京電力又はNTT**に連絡し、立会のもとで行って下さい。

2. 作業にあたり、**通行車両、自転車及び歩行者の安全確保**と、樹木からの**転落防止等**に十分ご配慮下さい。

ご相談・ご照会先

茨城県常陸太田土木事務所 用地管理課・道路維持課

常陸太田市役所 用地管理課

太田警察署 交通課

Tel 0294-80-3360

Tel 0294-72-3111

Tel 0294-73-0110